

第六十四回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午後二時二十分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 大西 正男君

理事 鍛冶 良作君

理事 堀 昌雄君

理事 門司 亮君

赤澤 正道君

小島 徹三君

松浦周太郎君

西宮 弘君

伏木 和雄君

林 百郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 久野 忠治君

理事 二見 伸明君

小沢 一郎君

丹羽喬四郎君

阿部 昭吾君

山本 幸一君

岡沢 完治君

自治 大臣 秋田 大助君

自治 事務次官 大石 八治君

自治 省行政局長 中村 啓一君

拳部長

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二六号)

○古田委員長

これより会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。二見伸明君。

○二見委員

大臣が御出席になるまでの間に、こまかい点を事務当局のほうにお尋ねしたいと思ひます。

改正案によると、今度は百四十六条に「若しくはシンボル・マーク」が入ったわけですから、このシンボル・マークというものに自治省と

しては特定な定義というものがあつたのですか。

○中村(啓)政府委員

お話のございますように、法律の法文でなまにシンボル・マークという表現をとつていかどうかという点につきましては、立案に当たりました内閣法制局でもかなり議論をいたしました。しかし最近の社会の状況の中で、シンボル・マークといへば、やはり特定の団体を表象するために用いられる記号なり図形をいふ、ということには通念化しておるのではないかと、ということになりました。そこで、あるいは二見先生の御心配のように、やや法文としては大胆といひますか新例ということになるかもしれません、やはりシンボル・マークという表現を用ひさせていたただいたわけでございます。内容は、ただいま申し上げましたように、その団体のイメージでありますとか、あるいはその団体の性格というふうなものが表象をされるような図形、記号をいふというふうな理解をいたしておるわけでございます。

○二見委員

そうすると、その前に今回なぜこのシンボル・マークを入れなければならなかつたのか。シンボル・マークなんてあえて入れる必要はないというのが私の考え方なんですけれども、これは今度の改正案の全体に関する問題でありまして、根本的なことはまた大臣がお見えになつたら私お尋ねするつもりですけれども、そういう法制局のほうでもちよつと疑義があつたものをなぜあえてここに入れなければならなかつたのか、その点はどうでしようか。

○中村(啓)政府委員

百四十六条にシンボル・マークを加へましたことにつきましては、やはり二見先生の御指摘のように、基本的には政党の政治活動として行なわれるシンボル・マークの使用ということと表裏を合わせざるを得まいという結

論に基づくものでございます。政党の政治活動におきまするシンボル・マークの使用の実情ということには、あえて私どもから申し上げるまでもなく、二見先生御案内のところと存じますので、その点につきまして申し上げます。省略をいたしますが、そういう政治団体のシンボル・マークの使用と表裏を合わせまして、候補者のシンボル・マークの使用につきましても平仄を合わせて規制を設けるべきではないかという結論になつた次第でございます。

○二見委員

シンボル・マーク自体には大きな規制は格別ございません。したがつて、今回提案をしております改正の内容におきまして、あるいはワッペンという形でシンボル・マークが表示をされておるようなものは、この規定の対象からはずされておるといふことでございます。

○二見委員

ということは、ポスターとしてシンボル・マークを使つてはいけな、ポスター以外ならばシンボル・マークの使用は可能なわけですか。

○中村(啓)政府委員

シンボル・マークの使用につきまして、もとよりシンボル・マークを効果的にお使いになりたいという政治団体がポスター等におきまして、それを表示をされるということ自体は当然あるべきことであらうし、またそれが非常に数多く最近の選挙では行なわれておる実情でもある。ただ、政党のシンボル・マークを表示したポスターがたいへん多量に掲示をされるといふふうになつてまいりますと、従来はシンボル・マーク

だけを表示をしたポスターは、いわゆる政治活動用のポスターではないと観念をしておりましたわけでございますので、したがつていわゆるポスターの制限の枚数の中に入つてなかつたわけでございます。

ところで、政治活動につきまして、政治活動用ポスターの枚数は、一選挙区原則として千五百枚というふうな制限が従来から置かれておりましたにかかわらず、全く同じような効用を持ち、全く同じような効果を持つポスターが、その制限の枚数をうんと上回つて使用をされるということになりまして、実質的に従来政治活動用のポスターについて一定の節度ももつてやりたいというやうなねらいが効果をあげ得ないやうな実情になつてきたという事実の認識に立ちまして、決してシンボル・マークを使用をしたポスターを使用できないというのではございませんで、シンボル・マークを使用したポスターも当然に政治活動用ポスターの中に入れる。あるいは従来もそう扱つておるシンボル・マークだけでは直ちにそれをもつて政治活動用とまで言い切れるかどうかというところに若干の疑問の余地があるかどうかと、ちゆうちよをいたしておりました間に、それが申し上げましたやうな事実関係になつてあらわしましたので、いわゆるシンボル・マークを使用をしたポスターはいままでと違つて政治活動用ポスターの枚数の中に含まれますというふうな、今回直させていたどうかという結論になつたわけでございます。

○二見委員

そうすると、シンボル・マークを政治活動用のポスターとして規定してしまつたわけですね、今回は、そうすると政務次官、ちよつとお尋ねしますけれども、政治活動用のポスターといふのはどういふ内容のものか。理論として、ある

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号 昭和四十五年十二月九日

て、急造機関紙がたいへん大量にばらまかれる、りっぱな政党の機関紙がそれによつてかすんでしまふというくらいにばらまかれるというものが、どうも実情のようでございます。そこで、手当てをするとして、りっぱな政党の機関紙の頒布というふうな点については、これは従来どおりに考えておいていいのであつて、従来どおりの通常の方法でおやりいただくことについては一向これに手を入れる必要はない。ただ、通常の方法の明確でない、そういう六カ月に満たないような急造機関紙につきましても、これは頒布の態様を明らかにせざるを得ないということになつた次第でございます。

○二見委員 六カ月というのは、六カ月ということについての何か理由があつたわけですか。

○中村(答)政府委員 この点につきましては、各党で事実上御相談をいただきます際にも大いに議論をされました。(各党といつても共産党は入つてないよ)と呼ぶ者あり)失礼いたしました。各党の理事さんのお打ち合わせの際に大いに議論がありましたわけですが、まあ決定的な期間のスタンダードというものは見出しがたいけれども、一般的にいって、やはり半年くらい常時活動をしておるといふような機関紙であるべきではないか、そうでないといふ普通の頒布の態様というものが明確であるとは言いがたいのではないかと、いふふうな形になりまして、一応の社会通念上の目安といふことで六カ月ということを置いたわけでございます。

○古田委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○古田委員 速記を始め。

○二見委員 大臣にお尋ねいたしますけれども、提案理由の説明によると、政党の政治活動について「なるべく自由に行なわれることが望ましい」ところ大臣はおっしゃつていながら、そしてなおかつ「公職選挙法の建前が失われてしまうことになると思われますので、今回改正した、この提案理由でおつしやつていられるわけです。これだけ見る

と、非常に耳ざわりのいいことばではありますけれども、実際に大臣がこの提案理由で、ことばにはあらわれないけれども、ねらいとしたところは、選挙時における政党の活動を規制しようじゃないか、政党を規制しようというところには大臣のほんとうのねらいがあつたのではないのですか。

○秋田国務大臣 この法案のほんとうのねらいといふところは、誤解されておられるのではないと思つておられます。あえて曲解されておられるのではないかと申しませんけれども、誤解されておられるのではないと思つておられます。この文字にあらわれたとおり私どもは解釈をいたしておる。また、思つたとおりのことを述べたわけ、すなわち、今回のような規制と申しますか、規制といへば規制でございますが、を加えることは、決して政党の活動の自由を制限してしまおう、ほかの党が自由に活動することはわが党に不利だから、これを抑圧していこうというふうな意図に出たものでは決してございません。過去の経験によりまして、自由の原則はむしろ確立されておるわけでありまして、しかしながら、その実際の面におきまして、いかにもピラ合戦その他の宣伝合戦が過度におちいりまして、それだけの必要はもうないのではないか。むしろそれによりまして非常に金がかかり過ぎるその他の非常な不都合がある。これは自由は自由であつても、不必要な自由で、こういふものは取り去つておいたほうが、選挙の公正、金のかからないりっぱな選挙という点からより望ましいのではなからうかと、いふ見地に立ち、また世論もそういう点に多くを置きましたので、その点にかんがみまして、関係方面と密接に連絡をとりました、この程度の内容はむしろ望ましい、これは決して自由の大原則を制限するものではない、むしろその実質を有効適切にあらわすものであるといふようなコンセンサスを得て、共通点を得まして出したものでございまして、政党の政治活動あるいは選挙時における選挙活動の自由を阻害しようといふような考えはみじんもござい

ません。
○二見委員 たとえば提案理由の中に述べられておられます「公職選挙法のためまえが失われてしまふ」とこれは一体だれが認識するの。それから「ま大臣は、もうこれ以上やる必要はないのじゃないか」と言つても、必要がないと認めたのはどなたですか。そういうふうな世論が認めたのですか。

に考へておるわけでございます。
○二見委員 大臣は不必要だといふ認定をされたけれども、要するに世論調査も何もやつていないのですよ。その点では非常な非科学的な認識だと私は思ふ。いま世論の大かたはそうだとおつたことでしたけれども、たとえば反対の意見はあるわけですよ。これはある新聞の記事で申し上げます、ここでは土屋正三さんが、「新聞で見た限りでは、こんどの改正案は余計なことだと思ふ。京都府知事選挙が騒ぎの発端らしいけど、あれはあくまで特殊なケース。例外ともいえるもの一つを取上げて、自由化逆行の法改正をやろうというのでは、まさに風声鶴唳のたぐい、立法の信用にもかかわる」と言つておられる。大かたの意見とおつしやるけれども、こういう意見もあるんですよ。それから東大の京極さんはこういつておられる。「選挙は自治省や選挙のためにあるのではない。選挙に役人が口をはさまぬこと、取締り規制を撤廃すること。金とチエを懸つたピラが町にあふれてもいいじゃないですか。有権者の水準は上がつていきますよ」とこの意見はそつとどうなるんですか。

○秋田国務大臣 この法案のほんとうのねらいといふところは、誤解されておられるのではないと思つておられます。あえて曲解されておられるのではないかと申しませんけれども、誤解されておられるのではないと思つておられます。この文字にあらわれたとおり私どもは解釈をいたしておる。また、思つたとおりのことを述べたわけ、すなわち、今回のような規制と申しますか、規制といへば規制でございますが、を加えることは、決して政党の活動の自由を制限してしまおう、ほかの党が自由に活動することはわが党に不利だから、これを抑圧していこうというふうな意図に出たものでは決してございません。過去の経験によりまして、自由の原則はむしろ確立されておるわけでありまして、しかしながら、その実際の面におきまして、いかにもピラ合戦その他の宣伝合戦が過度におちいりまして、それだけの必要はもうないのではないか。むしろそれによりまして非常に金がかかり過ぎるその他の非常な不都合がある。これは自由は自由であつても、不必要な自由で、こういふものは取り去つておいたほうが、選挙の公正、金のかからないりっぱな選挙という点からより望ましいのではなからうかと、いふ見地に立ち、また世論もそういう点に多くを置きましたので、その点にかんがみまして、関係方面と密接に連絡をとりました、この程度の内容はむしろ望ましい、これは決して自由の大原則を制限するものではない、むしろその実質を有効適切にあらわすものであるといふようなコンセンサスを得て、共通点を得まして出したものでございまして、政党の政治活動あるいは選挙時における選挙活動の自由を阻害しようといふような考えはみじんもござい

ません。
○二見委員 たとえば提案理由の中に述べられておられます「公職選挙法のためまえが失われてしまふ」とこれは一体だれが認識するの。それから「ま大臣は、もうこれ以上やる必要はないのじゃないか」と言つても、必要がないと認めたのはどなたですか。そういうふうな世論が認めたのですか。

に考へておるわけでございます。
○二見委員 大臣は不必要だといふ認定をされたけれども、要するに世論調査も何もやつていないのですよ。その点では非常な非科学的な認識だと私は思ふ。いま世論の大かたはそうだとおつたことでしたけれども、たとえば反対の意見はあるわけですよ。これはある新聞の記事で申し上げます、ここでは土屋正三さんが、「新聞で見た限りでは、こんどの改正案は余計なことだと思ふ。京都府知事選挙が騒ぎの発端らしいけど、あれはあくまで特殊なケース。例外ともいえるもの一つを取上げて、自由化逆行の法改正をやろうというのでは、まさに風声鶴唳のたぐい、立法の信用にもかかわる」と言つておられる。大かたの意見とおつしやるけれども、こういう意見もあるんですよ。それから東大の京極さんはこういつておられる。「選挙は自治省や選挙のためにあるのではない。選挙に役人が口をはさまぬこと、取締り規制を撤廃すること。金とチエを懸つたピラが町にあふれてもいいじゃないですか。有権者の水準は上がつていきますよ」とこの意見はそつとどうなるんですか。

○秋田国務大臣 意図調査はいたしておりませぬ。しかしながら、あらわれた現象によりまして、世間のうらさあるいは選挙に関心のある方々等の様に認識されたところによつて、これはここまで必要じゃないじゃないか、かえつていろいろな弊害が考えられるといふ大かたの意見がございまして、またその大かたの意見には十分合理性があるといふことは認識をいたしましたので、その大かたの意見を参酌いたしましたので、こういうふう

○秋田国務大臣 意図調査はいたしておりませぬ。しかしながら、あらわれた現象によりまして、世間のうらさあるいは選挙に関心のある方々等の様に認識されたところによつて、これはここまで必要じゃないじゃないか、かえつていろいろな弊害が考えられるといふ大かたの意見がございまして、またその大かたの意見には十分合理性があるといふことは認識をいたしましたので、その大かたの意見を参酌いたしましたので、こういうふう

○秋田国務大臣 いろいろ御意見はあろうと思つておられます。そういう意見のあることも承知をいたしております。また新聞論調においてもそういう意味の論説のあることも、拝読をさせていただきます。ただ承知をいたしております。しかしながら同時に、これはたいへんだ、これは直すべきだといふ論調あるいは世論もあるものでございまして、また京都だけは特別な事例であるといふ見方もございまして、その後各所の首長選挙等におきましても、やはりそういう傾向が顕著に認められますので、そういう事例等にもかんがみまして、私はこの程度の――規制でないとは私申しませぬ。規制といへば規制であらうと申しております。しかしながら、これは自由の原則を抑圧しないものであつて、むしろ選挙のあり方として望ましい、静かな公正な選挙の実をあげるゆえんではなからうか、こう考へておる次第でありまして、反対論のあることは十分承知をいたしております。

○二見委員 大臣、最初は規制ではないと言われた。いまは規制ではあろう、だけど自由の原則には抵触はしない。そういうただし書きをつけておるけれども、規制には間違いないということは大臣もおわかりになっているわけですよ。

○秋田国務大臣 私、最初からこぼを注意して申したつもりでありますけれども、規制と申されれば規制であらう、文字上から規制でないとも言切れません。しかしながら、その本質は決して自由を抑圧するものではない、こういう趣旨でございます。

○二見委員 前回の公選法の改正で、いままでと比べて政党のビラの頒布が非常に自由になった。あのとき、政党の政治活動が自由化の方向へ進んだというところで世論も非常に歓迎したわけですね。あれは第五次選挙制度審の答申に基づいて行なわれたわけですよ。前回の改正は自由化への方向とするならば、今回の改正は自由化に逆行する。大臣は自由化の原則には抵触しないとおっしゃるけれども、これは規制には違いないですわね。もしどうして大臣がやりたいというならば、前回は第五次選挙制度審の答申に基づいて行なわれたわけですから、これも選挙制度審にかけてもよかったです。これは選挙制度審にかけてもよかったです。これは選挙制度審にかけてもよかったです。

○秋田国務大臣 今回の提案の内容を自由に対する大きな侵害とお考えになりますならば、これについてかけるべきである、それについても必要性を認めるというならば、せめては審議会の議に付すべきであるというところは当然出てまいると思いますが。しかしながら私は、これは自由の原則のワケ内においての処置でありまして、当然許されてしかるべき処置である、こういうふうにご考慮すべきであります。しかしながら、一応反省していろいろ人の意見を聞いてみまして、しかしながら

らその必要はなからう、何となれば自由の理論に反するものではないからだというわけでございます。私どもはただいま申し上げましたような考え方をとりまして、かつ、反省を加えた上、政府の責任においてここに提案をいたした次第でございます。

○二見委員 そうすると、これを考える段階で、選挙制度審のメンバーの方々には、個別であれ何であれ、折衝をなさって意見をお聞きになったのですか。

○秋田国務大臣 審議会の委員の方の御意見を特に聞いたということではございませんけれども、いろいろ同僚議員なりその他経験者の御意見は聞きました。

○二見委員 私は、どうも立法の段階ですでに問題があると思っております。まず、選挙民の意思というものを全然考慮できなかった。それは大臣のほうとしては、お考えになったつもりかもしれませんが、有権者の意識調査というのは、きちんとした調査をやらなかった。あるいは、選挙制度審議会のメンバー、それを聞くことが無理であるならば、個別でもいいから、意見を聞いてしかるべきであった。その点も二つともやってないわけですよ。やってないでこの法律を出すということ自体問題だと私は思っております。出す以前の、法律をつくる以前にも、私は、自治省側に大きな手落ちがあったんじゃないかと思っております。この点については、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○秋田国務大臣 あなたのようなお考え方もあろうかと存じます。しかしながら、この種の問題を問いますれば、甲論乙駁、いろいろの議論の出ることは当然予想されなければなりません。私どもといたしましては、世論の大勢を十分洞察をいたしまして、政府において処置をすることは許されてしかるべきだ、こう考えまして、提案に及んだような次第でございます。

○二見委員 それから、これを提案されるときにいろいろ議論があつた中で、あなたのほうが何回

か御答弁があつたのは、一つは、金のかからないようにしたいということが一つのねらいと、もう一つは、選挙の公正をはかりたいのだ、こういう御答弁が何回か行なわれたように記憶しておりますけれども、それはそのとおりでよろしゅうございませうか。

○秋田国務大臣 そのとおりでございます。

○二見委員 選挙の公正ということから考えて、選挙の公正をはかるために今回はこういう規制をしたのだという。大臣のことはですと、規制じゃない。私のほうのことはでは規制になる。公正をはかるためにこういう改正をしたのだ。選挙の公正という点から考えたならば、もつとほかに選挙の公正をはかるべき問題があるんじゃないですか。たとえば定数の問題にしても、これはきのうも丹羽先生のほうからたしか質問がありました。大臣のほうから御答弁がありましたけれども、この間の国調の概算で、たとえば八八区の北海道より、四八区の神奈川、六八区の大分、大阪の各府県のほうが人口が多い。こういうことが、選挙の公正という面から見ると、これが不正の一番大きな柱の一つになるんじゃないでしょうか。あるいは衆議院についても、私は同じようなことが言えると思っております。これが選挙の公正をはかるのだというならば、むしろこの定数に対する是正こそ私は最も最優先すべき課題だと思っております。大臣、その点いかがでしょうか。

○秋田国務大臣 おっしゃるとおりであらうと思っております。基本的に、選挙の公正を期する要素の大きなもの一つに、定数というものをいざしろにできないという問題もあろうかと存じます。

○二見委員 だから、この改正には私は反対ですけれども、ただ、大臣の言われたことをそのとおり一応百歩譲って受けとめたとしても、この改正をやる以前に、公正という大臣のことはそのまゝ信用して百歩譲って、この改正をする以前に、その根本的な改正に手をつけるべきだったんじゃないか。むしろ、そちらを先行すべきだったんじゃないか。むしろ、大臣が言う公正という面から

いけば、こちらのほうはいわば枝葉末節です。一番根本的な問題に手を触れようとする。この点はいかがでしょうか。

○秋田国務大臣 決してその定数は正の問題を等閑に付しておるつもりはございませんし、現にその問題を検討いたしておるわけでございます。

○二見委員 実は、閉会中の審査で、参議院の定数は正は通常国会に出すという御答弁をたしか大臣はされたように私は記憶しております。ところが、今度の国勢調査の結果によると、予想以上の逆転現象が起きているということで、答申どおりにやるわけにいかぬ。大臣は、定数は正をする場合に、たとえば参議院の定数は正の場合、もう一度第七次にかけてきめてもらうのですか、それとも、この間の答申を原案として、今度の国勢調査の結果を勘案して自治省として定数は正を行なうのですか、その点どうでしょうか。

○秋田国務大臣 御承知のとおり、第六次の審議会における答申は、四十年国調を基調としたものでございます。ただいまは、四十五年の国調の概算が中間発表された段階であります。その発表に先んじまして、岡山と熊本において人口の順序、多少について序列の逆転現象が起きているというは、あらかじめ住民登録票との関係からわかっていたわけでありまして、そこで、そのときは、岡山、熊本に関するだけの問題であります。ところが、その後、宮城、鹿児島についても同様のことが起きておる。ここまで至りますと、非常に機械的にすぐできるじゃないかという見方もございませぬけれども、プラス・マイナスやればよいと申しましたも、その他岐阜等いろいろ問題が出てまいりました。そうしますと、十数名にわたるプラス・マイナスという点は、これはあの答申のプラス・マイナスを決定されたときには予想もしていなかった現象であらうと思っております。同じプラス・マイナスでも、数名の場合、十数名の場合、やはりおのずから処置は異なってくるのではなからうかということが推察されるわけでございます。しこうして、プラス・マイナスをどの辺に線

ろじやないか、こう思っておるわけでありませう。

○二見委員 問題を交えます。

選挙部長にちよつとお尋ねしますけれども、今度の改正案の二百一条の八です、あの問題については十月十二日に——現行法ですと、知事あるいは市長選挙とダブった場合に、たとえば知事選挙と県会議員の選挙がダブった場合には規制があるけれども、原則として自由ですね。地方議会議員の選挙の場合は政党活動は原則として自由です。自由が原則であつて、たまたまダブった場合には一定の条件でもって規制がある、これが現行法のたてまえですね。ところがそれでは、候補者を持たないところは、たとえダブった場合には、候補者を持たない政党は政治活動ができないから不公平だ、このアンバランスは是正すべきだというのが閉会中の審査で議論としてついでに、十月十二日に中村さんはそのことについていろいろふりに答弁されているのです。「私も近況にらみ合わせまして、県会議員選挙等の際におきまして知事候補は持たないよう政治団体につきましても、活動の余地ができるような道を検討すべきではないかと事務的には存じておる次第でございます。こうお述べになっておるのです。これはどういふ意味なのか、まず中村さんのお述べになった意味を教えてください。

○中村(啓)政府委員 二見先生のお話にありましたように、知事選挙あるいは市長選挙と同じ地域で都道府県会議員選挙あるいは市議員選挙がダブります際に、知事選挙あるいは市長選挙が行なわれおります期間中は、その地域内では一般的に知事なり市長選挙についても政治活動ができて資格を持った、いわゆる知事選挙あるいは市長選挙について確認団体になった政治団体は政治活動はできないという現在の仕組みでございます。それは、知事選挙あるいは市長選挙について候補者を持たない、したがって確認団体にならない政治団体にとっては、県議員選挙等で大いに

活動をなさりたいというのについて、いまの仕組みではそれが封ぜられておることは問題ではないだらうかという問題意識に立つて、ある程度政党に活動をなさる、たとえば都道府県会議員選挙等については、知事候補をお持ちになつていない、したがって知事選挙の確認団体になつていらつしやらない政党その他の政治団体も、県議員選挙の間御活躍をなされまうような道を開くべきだ、かように考えまして申し上げたところでございます。

○二見委員 改正案の二百一条の八の前段の「政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の一般選挙の行なわれる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができない」という規定、これは現在、たとえば県議員も指定都市の市議員も自由ですね。今回の改正案では、これはできないということをお述べになつたわけですか。これはどういふ意味ですか。

○中村(啓)政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、かねてから問題の側面が二つあるというところを申し上げておつたところでございます。一つは、ただいまお話のございましたように、知事選挙等で候補を持たない、確認団体になれない政治団体は、県議員選挙等に際して活動をなさるような道を開きたいという一面がございまして、もう一つの面は、最近の情勢で、県議員選挙等につきましても、政党が非常に力を入れて活躍をなさるといふ傾向にあります。そこで、やはり県議員選挙等の場合も、国会議員選挙あるいは知事選挙、市長選挙と同じように、その政治活動について一つのルールを持つておやりいただくのが好ましいという二つの側面から、技術的にこういふ形の立法になるわけでございます。問題を基本

的に申し上げますれば、現在たとえば知事選挙なら知事選挙につきまして、一般的に、知事選挙に入りますと政治活動が選挙運動とまぎらわしくなるといふことで、特定の資格を持った政党しかその間は政治活動をやってはいけないという確認団体制度をとつております。そういう確認団体制度というものによつて、適格政党というものを位置づけをして、そして政治活動をやっていただくという仕組みをとつております現在の体系のもとで先ほど申し上げました要請の二面を満足させるといふことになりまして、こういう仕組みによらざるを得ないと思つております。

根本的には、昨日も当委員会いろいろな御議論がありましたように、いま政党なり政治団体は全国で一万人をこえておりますので、そういう政党の取り扱ひのやり方というものをどうやっていったらいいかというところに基本議論があるだらうと思ひます。しかし、いまはそこまで議論を進めるということについては、なお従来のいろいろな論点があつて控えてきて、さしあつた措置として技術的にいわゆる確認団体制度をとつておるといふのが実情であります。したがつて、申し上げたいと思ひますのは、いまの法制の仕組みの確認団体制度がたいへんりっぱな制度であつて、これが最高だなどというのを申し上げる気持はございませんけれども、いまのような仕組みをとつておられます以上は、先ほど申し上げました県議員選挙等の場合におきます二つの問題を解決するということになりますと、立法上の方法としては、今回御提案を申し上げております二百一条の八のような形にならざるを得ないというわけでありませう。

○二見委員 改正案の二百一条の八の前段です。その選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができない。これは要するに余分なんです。現在は地方議会議員の選挙というのは自由なんです。それをあえてここの条件のあるもの以外ではできないというよう

な規制を設けること自体が逆行じやないですか。いまはすでに自由なんだから、それは自由にさせておくべきじやないですか。自由を原則としておいて、現行法どおりにしておいて——これで行く、ダブった場合は今度は三人以上の所属候補というところでもって前よりは緩和されるわけですね。現在の二百一条の八よりも緩和される。ダブらないところに対しては完全な規制ですよ。しかもこの法律案が出される前の段階では、中村さんはここまで規制するということは言わなかつた。ダブった場合は是正しなければならぬ、ダブった場合のアンバランスを是正しますというのが中村さんの先ほど読み上げた答弁の趣旨なんですよ。にもかかわらず今度の改正案で前段をつけた点、これは逸脱です。ビラについては規制ではない、自由化の原則を守つておつしやいますけれども、大臣、このことに關しては完全な規制でしよ。現在は自由だったものが自由でなくなるのだから、むしろ現行法の二百一条の八に現在の条件を緩和するような、たとえば三人以上の所属候補というのを入れればいいのでしよ。大臣はこれをどうお考えになりますか。

○中村(啓)政府委員 二見先生の御指摘になります部分につきまして、私、まあ従来から申し上げておりましたが、この問題については問題の側面が二つある。で、二つの要請を調和せざるを得ないということをお申し上げておつたつもりであります。ただ、先ほど申し上げましたが、確認団体という制度が、ほんとうにりっぱな政党がお働きいただくという意味でいいかどうかという面についての疑問は残しております。それは残しておりますが、私が従来申し上げております問題の側面の両面の解決ということになりますと、従来申し上げておるところと、今回提案をしたものは特にそこがあるものとは考えていないのでございます。

○二見委員 たえば東京都の場合、区議会議員選挙が来年春行なわれる都知事選と一緒になる。

候補を持たないというのですか。これは政党活動でできますか。

○中村(警)政府委員 都知事選挙が行なわれます際には、十分御案内のとおり、都知事選挙の行なわれる期間中、都の地域につきまして政治活動ができませんのは、都知事候補を持っておる、いわゆる都知事選挙について確認団体になった政党に限られます。したがって、その資格を持たない政党は都知事選挙の行なわれておる間は政治活動ができませんという仕組みがいまの確認団体制度でございます。だから区議会議員選挙があつても都知事選挙の確認団体でない政治活動ができませんのは、けしからぬという御指摘でありますけれども、それは、それでは都知事選挙の間どんな政党でもどんな活動をやってもいいというのであれば、都知事選挙について確認団体制度をとっていることはナンセンスになつてくるわけでありまして、そういう意味では、この確認団体制度には根本的に議論をすべき余地は多々あるというところは申し上げておられますけれども、従来都知事選挙について確認団体制度をとつておられます以上は、いまのような仕組みにならざるを得ない。かりに同時に行なわれる特別区の選挙について、その期間中都知事選挙の確認団体でない政治団体も活動したいということであれば、さらに特別区の選挙につきましても確認団体制度を導入しなければいけないということになります。二見委員も抑せのように、この制度をそれほど大きく広げていくというよりは、できるだけ現状の政党活動の実際情に即して対応をしていくという考え方に立つていたと思います。今回提案をいたしましたように、新たに確認団体制度をとつて対応をしていくのは、都道府県議会議員選挙と指定市の市議会議員選挙にとどめてはいかがかという考え方になります。今回このような提案をいたしている次第でございます。

○二見委員 大臣、もとへ戻りますけれども、この改正案の二百一条の八の前段ですね、これは両面があるわけですが、前段は、これは完全に都道府

府県議会議員の選挙については政党活動はしてはならないというのが大原則になつてはいるわけですが、選挙の期間中政党活動をしてはいけないというのが大原則です。大臣の先ほどのお話は、政党活動というのは本来は自由であるべきだけれども、いろいろな秩序があるから一定のワケをはめざるを得ないのだというのがいままでの大臣の一貫した答弁。この二百一条の八というのは、政党活動は断じて認めないというのが大前提なんです。この点について大臣はどうお考えになりますか。

○秋田国務大臣 この点確かに先ほどから申されておるとおり、都知事選挙の場合にその候補者を持たない政党はそれができないという点において自由の制限になるという点が実際上は見えるのであります。別の考慮からこういふことになつたということはただいま御説明申し上げたとおりでございます。同時に、やはり一定の節度を持つてやつてもらうということが必要だと考えまして、こういう規定になつたわけでございます。

○二見委員 一定の節度を持つてもらうという大臣のことは了承したとしても、この前段の精神は、これは政治活動をしてはいけないというのが精神でしょう。ただしこういふ場合にはこういふ条件のもとで認めましょう、政党活動を認めるのは、これはこの規定からいけばいわば付録でしょう。都道府県議会議員の選挙に際しては政党というのは政治活動を原則としてしてはいけないのだというのが、これが立法の精神でしょう。中村さん、どうですか。

○中村(警)政府委員 二見先生の仰せの点は十分理解はいたすわけでありまして、理解はいたすわけでありまして、いまこの法制の中で、たとえは都知事候補者を持たないが、都議会議員選挙の際に同じく同時に行なわれるという前提に立つて政治活動の道を開こうとするは確認団体制度というものをとらざるを得ない。これは国会議員選挙なり知事なり市長選挙に確認団体制度をとつておりますので、そういういまの日本の公選法の体系の中

で府県議会議員選挙等について同時にダブつたような場合にも活動できるような方法を技術的にとるという場合には確認団体制度によらざるを得ません。確認団体制度をとるといへば、確認資格を持つ政党以外は御遠慮していただいて、確認政党が政治活動をやつてくださるという、こういうスタイルにならざるを得ないわけですが、そういう技術的な意味でこうなつておりますが、るる申し上げますように、基本的にはもともとほんとうに政党本位の選挙という立場から見ても、政党はいかにあるべきかという議論にまで発展をしていくとすれば、いまの仕組みが申し上げましたとおり今後において十分検討されるべきだと存じます。

○二見委員 要するに、都道府県議会議員の場合には、日本ではいわゆる候補者総数の中に占める五大政党の候補者の数が非常に多いから今回この改正をしたのだ、これが中村さんの言われる趣旨でしょう。

○中村(警)政府委員 はい。

○二見委員 それならば、たとえば東京都の場合には、区議会議員の選挙に際しては都道府県議会議員と同じように、やはり五大政党から出ている候補者が非常に多いのじゃないですか。また市でも、たとえば川崎であるとか指定都市以外でもかなり政党化の進んでいるところもあると思うのです。一般的に見れば、人口三万とか五万とかいう小さな市であれば、ほとんど無所属かもしれないけれども、大都市になれば、むしろ私は政党化というのはいかぬの段階まで進んでいるのじゃないかと思ふのです。もしかすると、県議会よりも東京都の区議会議員のほうが政党化率が進んでいるかもしれない。その点はおたくにデータありますか。

○中村(警)政府委員 先ほど申上げたところでありまして、いわゆる政党化のスタンダードをそれぞれの議員の政党所属率というふうな点でまいります。現在都道府県議会議員並びに指定市が最も率が高いでございます。特別区はたしか九〇％程度ということになります。いずれにしまして

○中村(警)政府委員 先ほど申上げたところでありまして、いわゆる政党化のスタンダードをそれぞれの議員の政党所属率というふうな点でまいります。現在都道府県議会議員並びに指定市が最も率が高いでございます。特別区はたしか九〇％程度ということになります。いずれにしまして

○中村(警)政府委員 先ほど申上げたところでありまして、いわゆる政党化のスタンダードをそれぞれの議員の政党所属率というふうな点でまいります。現在都道府県議会議員並びに指定市が最も率が高いでございます。特別区はたしか九〇％程度ということになります。いずれにしまして

も、二見先生の仰せのように、大きな市はかなり
政党化率というものが進んでおることは御指摘の
とおりだと思ひます。ただ決定的にどこで線を引
いてごういう制度にしていくなかという事になり
ますと、やはりどこかで遠慮せざるを得ないわ
けであります。そこで、今回は都道府県議員と
指定市——特別区よりもより人口の多い市も指
定市以外にかなりあるわけでございますので、か
りに特別区にも及ぼさなければならぬ、そうなる
の市にも及ぼさなければならぬ、そうなる全体
の市、全体の特別区にもこの二百一条の方式を
もつていかなければならぬという事になるわ
けであります。それが適当かどうかにつきましては
は、先ほど申し上げましたような達観の議論しか
ございませぬ。政党化の実情にらみ合わせてと
う対応していくかという達観の議論でありまし
て、現時点では、まさしくあつて都道府県議
員、指定市でいかがであるかという考へ方のも
とに提案しております。したがって、二見委員
の仰せのように、決定的にどこでかというふう
に白と赤が分かれるから、それを明らかにして
云々というふうな御議論になりますと、私どもの
ほうでもさういふ明確には申しかねるとござい
ませぬ。これはやはりそのときどきの社会の
実情をにらみ合わせ、御専門の方々の御意向とい
うものを拝聴しながら対応していく性格のもの
じゃないだらうかと存じておるわけでありませぬ。

○二見委員 そりすると、都道府県以下あるい
は指定都市以下のところで政党化がかなり進んで
おるところでは、公正という面からいくと、あま
り公正じゃなくなるわけですね。大臣のお好きな
たてまえ上不正が行なわれる、こういう事にな
るわけですね。

○中村(警)政府委員 公正、不公正のお持ちにな
ります意味なりお考え方にもよるわけでありませ
ぬが、私どもが今回出しております内容は、先ほど
来申し上げたところによりまして、選挙時の政治
活動の実態というものをにらみ合わせながら、現

実に即した処理のしかたをしていったらどうかと
いうことで提案を申し上げておるところでありま
して、そういう意味では、現実の社会の実情に
沿つた適切な提案ではないだらうかというふう
に存じておるのでございませぬ。

○二見委員 大臣、非常にくだいようなんですけ
れども、二百一条の八の五、この前段を削除し
たしまして、現在の二百一条の八の六、七、八の
区域を通じて三人以上の所属候補者を有する政
党「云々、これを二項目加えたらどうでしょう
か。そうすれば自由を原則として、なおかつダ
ブつた場合には技術的にやむを得ないのだ、こ
う筋書きがきちんといくと私は思ふのです。し
かも前から議論されてきた、ダブつた場合のア
ンパランスの是正という方向でも、その面に関し
ては、これは私は一歩前進になると思ふのです。
大臣どうですか、そういうふうな勇断をふるつて
やりませぬか。

○秋田国務大臣 この点はいろいろ関係者で御論
議があつたところと何つておられます。それで一長
一短があるかと思ふのでございませぬ。たまたま
ダブつたときにかつどういふことになりませぬ
も、地方選挙でどの段階まで政党化の事態が及ん
でおるか、あるいは選挙の態様に政党化とい
うものの活動を認むべきか、これをフリーにする
かどうかという点との調整の点でございませぬ。
なつたかと考へておるのでございませぬ。いろいろ
御議論はあつたかと存じますけれども、これらも
大体関係者の合意の点と私は理解しておるわけ
でございませぬ。

○二見委員 以上で終わります。
○古田委員長 門司亮君。
○門司委員 私は一番最初にはんどうにつかない
ことを聞くのですが、選挙法は、戦後の新しい選
挙法ができてから今日まで何回改正されておられ
ますか。法律をひっくり返せばすぐわかると思ふの
ですが……。

○中村(警)政府委員 正確には直ちに計算をして
おると思ひます。

申し上げますが、大体三十回くらい手直しされて
おると思ひます。

○門司委員 そりすると、選挙を行なつたのは、
終戦後の選挙は十一回です。第八十五帝國議會
を入れてです。そうすると、十回選挙をする間に
三十回改正されたことになる、ちよつと数字が
合わないやうな気がいたします。十回選挙をやつたか
ら十回交えたというならば幾らかわかるけれど
も、選挙の回数よりも改正の回数が多かつたとい
うことは、参議院も多少含むかと思ひますけれど
も、この改正をしなければならぬというのとはど
こに原因がありますか。これは、國の憲法付属の
法典としては大法典なんです。これは明らか
憲法付属の法律である。それがこつこつと
しよつちやう変わらなければならぬという原因が
どこにあるのか。これはわかりませぬか。

○中村(警)政府委員 まつ改正の回数でございま
すが、たいへん恐縮ですが、五十五回ということ
であります。もつともこの改正の中では、ほかの
改正に伴つて、ほかの法律が直ることに伴つて、
公選法で引つぱつておる法律の手直しというよう
なものも入つておられますので、実質的には公職選
挙法制定以来の大きな改正というのには三、四回と
自分では思つておられます。

それはそれといたしまして、確かに門司先生の
仰せのように、かなりの頻度で改正が行なわれて
おることは事実でございませぬ。行なわれておられ
ますおんなは、基本的な選挙の仕組みといふこと
よりは、主として選挙運動のしかたが多いよう
でございませぬ。そのときどきの社会の動きによつ
て、選挙運動につきましてそれぞれ対応した手直
しが行なわれておるというのが多いようでありま
す。もつともそのほかの原因として、やはり
政党がだんだんと選挙の際に働かれる余地が
出てきて、そのための必要な手直しが行なわれて
おるというふうな大きくは考へておると思ひま
す。

○門司委員 私は、選挙が非常に悪くなつたとい
うことを使えば、そのとおりだと思ふのです。

国民に選挙自身がなじまないといふのは、やはり
法律の改正が多過ぎるのではないかと、こつこつと
気がする。悪いところは直さなければならぬのが
当然ですが、基本的な選挙法に対する改正とい
ものが考へられない。それでまあやつてみよ、
どうもやつてみたら悪かつたからやめよ、これ
も悪いことはやめたほうが私はいいと思ふので
す。別に悪いと知りながらそれを保持する手はな
いと思ふだけども、そういうところに政府の
態度といふものがある。その政府の態度もあるも
の、その問題がどうして一体どうなつたかとい
うことをもう一応お互いに反省する必要があります。
そのことは政府が一つの諮問機関として持つてお
る選挙に対する委員会が特別の審査制度というも
のを設けて、この諮問された審査会の答申が尊重
されないと、こつこつと、そのときそのときの手
直し以外にできないという問題がありはしない
か。いい悪いは別にいたしまして、選挙制度審議
会はかなり突つ込んだ審議をいたしておられます。
たといは、政治資金規正法をどうするかとか、あ
るいはいま問題になつて参議院の定数は正を
どうするかとかいふような問題をかなり深刻にか
つ真剣に論議されておる。そうして、そういう基
本的な問題が答申されたものを政府が実行しない
といふところが私は最大の原因があると思ふ。そ
して、これはもうよしあしが二つあつて、議論は二
つに必ず割れるにきまつておる。これがいいとい
う人もありませぬし、これが悪いといふ人もあ
りませぬ。だから、その辺は、選挙制度審査会
の答申といふものをいままで十分に政府が行なつ
てこなかつたといふところに私は最大の原因があ
るやうな気がするので、気がするといふより、
私はそのとおりだと思ふのです。

そういうことで、また第七次の選挙制度審査会
やなにか任命されたように新聞で拜見いたしてお
りますが、その辺の感想をひとつこの際大臣から
聞かしておいていただきたいと思ふのです。

○秋田国務大臣 私も公職選挙法の法律関係を取
り扱い日なお浅くして、まことに適切な考えが浮
かばないのでございますが、先生のおっしゃるよ
うに、選挙制度審議会の答申を与党あるいは政府
が尊重をしないところにあるのではなからうか
かという御意見、表面的にはそういう現象に見え
るところもあろうかと存じます。しかしながら、
戦後の日本の目まぐるしい経済社会の変革、ある
いは思想と申しますか、政界における非常な変動
もありませんし、その間にやはり定着すべき、指向
すべき点につきましてもいろいろと議論が分かれ
ておるために、この審議会の御意見は出ますが、
やはりそこいらいろいろ問題が伏在する。それがた
めに、やはり政治資金規正法など、三回も提案を
されたが廃案になったというような基本的な原因
があるのではなからうか。こう思考されますので、
確かに御所説のような点があるが、さらに深く
考えてみますと、そこにまたもう少し時間をかけ
て検討をするべきところを、やはり早々の間に一
応の結論を出していかなければならないという、
いろいろそういう事務的な点に迫られてあの結論
が出てくる、それとの現実の矛盾があるという点
も多々あるのではなからうか。この際、少し結論
が早く出過ぎるような感じがいたしますが、根本
的に、もう一べん、戦後二十五年、四分の一世紀
たちましたから、この辺でひとつ腰を落ちつけて
基本的に考えを直してレビューをして、そして決
するところに決しようという処置をとることが必
要ではなからうか、これは私の考え方でございま
すが、そういうことを卒然思うわけでございま
す。

○門司委員 大臣の御答弁、ちよっともわからぬ
のですけれどもね。選挙は、さっき言いましたよ
うに、九十五帝国会を入れても、戦後わずか十
一回しかやっていない。選挙法の改正は五十五回
やったのです。こういうつじつまの合わない法
律は事実上ほかにはないのですよ。そして、この
結果、さっきから言っておりますように、憲法付
属の大典であることは間違いない。この間の事

情がどういふものであったかというこの一つ
に、いま選挙制度審議会の答申が尊重されてない
というところが一つあります。もう一つは、法律自
体に対する政府のきわめて不忠実な面が一つあ
る。それは何であるかといえ、定数は正の問題
は、国勢調査の人員によつてこれを変更するを例
とする、こうちゃん別表に書いてあるのです
ね。それを怠つたということ。これはほかから何
もあてもない、こうでもないということでもなく
て、ちゃんと最初の法律から書いてある。そして
戦後の国勢調査というのはいく回行なつてきた
かということである。

私は、こういうことを考えると、選挙法という
ような法律については、もう少し政府は真剣に取
り組んでもらわなければ、こういふ小手先だけの
解決ではどうにもならない。なるほど、さっき申
し上げましたように、悪い点は改めなければなら
ませんし、悪いと知りながらそれを保持するわけ
には私はいかないと思ふ。しかし私は、基本的な
政府の姿勢というのが、選挙法だけについては、あ
まりうるさいから触れないという悪い考え方で、
そして小手先だけの改正をちよつとやつてい
こうという、こういふ政府の基本的な姿勢が今日
の局面に至つていふことも差しつかえないと思
ふ。そういう問題について大臣は、一応、私の
極論かも知れませんが、そういう意見を肯定さ
れるかどうか。非常に意地の悪い質問かもしれま
せんが、私は、この選挙法自身に対しては、今後
も選挙制度審議会に対してのわれわれの考え方と
いうようなものも、やはりそういう角度から見て
いきたいと思います。何かしら政府の隠れみのだけ
であつて、都合のいいときは選挙制度審議会の答申
がないからそれに基づいてと逃げられる。そして
出てきたものは一向実行しない。こういふこと
から見ますと、一体何をやっていふのか、サル芝
居と云ふことがいつかございまして、サル芝
居をやつていふのじゃないかという非難を受けて
もしようがない。

選挙は何といつても民主主義の政治の基本的条
件でありますから、この条件が今日ネコの目が変
わるように——ネコの目だつてこんなに変わりや
しません。あれだつて、一日に、六時間ぐらいご
とに変わるぐらいのものであつて、そうたくさん
変わりはしないです。その辺は、大臣、さっき私
が申しましたように、私の感想と大臣の感想と、
ちよつと違ひますか、これは。

○秋田国務大臣 私は、違つてないよに感じて
おります。すなわち、政府が小手先だけでいじつ
ておるところに根本的な欠陥を指摘されておられ
るところ。私もやはり十分時局に即して真剣に考えた
ところによつて決定すべき時期であらう、そういう
ふりにしないのが悪い。私は、多少そういう機が
熟しておらなかつた、いままでいろいろ激変の時
代であつたというふうな、多少ニュアンスが違つ
ておりますが、落ちつく先は同じである、小手先
でない、真剣にあるべき選挙制度の姿をほんとう
に検討をして、そうしてその姿をしつかりいたさ
なければいかぬ、こういふふう感じております
ので、結論は同じである、発想の経路も同じであ
る、こう私は考えております。

と同時に選挙犯罪というものが、いわゆる選
挙法の違反であつて破廉恥罪ではないんだとい
うような感じを国民に非常に強く植えつけてお
る。現実にもそうである。ことに私は政府も最もけ
しからぬと思ふのは、大赦、恩赦の場合、ややつ
てもそれは政治犯というものが復権をするというこ
とが大體常識になつておる。私はこの点は大臣に
特に、これは法務大臣にもほんとうは聞きたいと思
ふのですけれども、大臣に聞いておきたいと思
いますけれども、憲法付属の大典である選挙法に
対しての違反者は恩赦の一番先の対象になつて、
そしてとにかく何事かあつて恩赦があればそれが
復権をするという対象に当てられておるというこ
ころに、私は基本的な政府のものの考え方の誤り
があると思ふ。国政はすべて議会上に打ち立て
られたものであつて、その議会がすべて選挙に
よつて行なわれておる。したがつて国の基本的な
法と申し上げても私はちよつとも差しつかえない
と思ふ。憲法に次ぐ大典だといつてもちよつとも差
しつかえないと思ふ。それを、その犯罪を犯し
た者が恩赦の一番先の対象になるというふうな印
象を与えるということ、私はどうかと思ふので
すよ。私はほんとうにこの問題について実は佐藤
総理に聞きたいと思つていふんです。一体これ
から先どうされるか。選挙犯は普通の犯罪ではな
いんだという考え方を持つていふところ、だから、
非常に大きな間違いがありはしないか。だから、
いつか大臣に質問をいたしましたように、外国
の例から見れば、選挙法の中に罰則というふうな
ものはできるだけ避けられていふ。選挙という
のは公正であるべきだといふ基本觀念の上に立つ
ておる。ところが日本の場合は、選挙犯罪などはど
こかにたまたまひつかつたんだといふことで、
恩赦になればこれが一番先にやられる。こうい
ふものの方には誤りがある。それを正していく
のは政府だと思ふ。国民にこれを要求いたしまし
ても、なかなかそうはいかない。選挙の違反に問
われれば五年なら五年はもう選挙権はないんだ、

○門司委員 さらに意見を少し聞きたいと思いま
すことは、したがつて、今日の選挙法というものが
国民に非常に理解しにくい。一般の法律であれば、
国民に非常に理解しにくいのであり
ますが、この選挙法ぐらゐ理解しにくいものは
ないんじゃないか。それは選挙のたびにどことが変
つたことが変わったというふうなことで国民は
非常に戸惑つていふ。そうしてそれに対して、選挙
管理委員会の諸君を悪く言うわけではございませ
んが、的確な指示ができるかといへば、選挙管理
委員会だつて的確な指示は困難だ。こういふこと
からいわれる選挙法自身というものの理解が十分
にできていないところに、必要以上といふことは
少し行き過ぎかもしれないませんが、実際上の問題
としては、なくてはならないことが防げないんじや
ないかといふような犯罪がだんだん出てきて、
そうして選挙犯罪というものがだんだん出てく

かしい法律だと実は考えております。そう簡単に
いかな法律だと考えております。しかし、政
法を諮問されるということになれば、政府のお考
えもどこかであろうかと思っております。その辺を
ひとつ伺っておきたいと思っております。具
体的には政党と確認団体との違いを一体どこに認
めるかということにならうかと思っております。その辺
をひとつ、もしおわかりなら御答弁を願っておき
たいと思っております。

○秋田国務大臣 昨日でございましたか、丹羽先
生の御質問に答えてまして、政党の定義あるいは政
党法の問題が出たわけでございます。私が、この
点も御審議を願うかどうかという点について、
願ったらと申しましたことにつきまして、林さ
んからも重ねていろいろ御質疑があったところで
ございます。私といたしましては、政党法をつく
るべしというような考えでこれを御審議を願うと
いう意味で申したわけではございません。政党法
というものは、非常にむずかしい法律であり、政党
の定義などについても非常に問題を多く含んでお
ることを聞いてもおるし、また承知もいたしてお
るつもりであります。ただ、今回御審議を願うに
ついては、やはり選挙制度の根本にわたりました
御検討を願ひ、衆参両院を通じて、国会の機
能が公正に働くようにするためにどういう選挙
の仕組みであるべきかということを考えますと、
現状の改善を考えると、かなり政党本位、政策本
位の選挙が行なわれるような仕組みが必要じゃな
からうかと考えられます。そうしますと、ここに
政党という問題がどうも起こってくるわけであ
ります。そこで、これをどういうふうに取り扱
うべきかということも自然に問題になるであろ
う。したがって、審議会において、そういう意味
において政党のことを論ぜられ、あるいは場合に
よっては、政党法というよりなことが考えられる
かもしれない。これらのことを御審議を願うこ
とは、もちろん私も避けたい意思はない、場合
によっては同感である。また場合によっては、政
治的には確認団体という形でこれを取り扱わべき

であるという議論も出てまいると思っています。これ
らについては御自由に御論議を願ひたい。選挙制
度の基本的な、よりよい改正を考える場合に、政
党の問題もある程度出てくるであらう。そのとき
の御論議は避けるものではない、十分考えていた
だきたい、こういう意味で申したわけでございます。
そこで、政党と確認団体の差というよりな問題
につきまして、事務局からお答弁をしたいと思います。
○中村(啓)政府委員 門司先生のお話のように、
政党の範囲をどう考えたいかというところは、
私も事務局として基本的な問題であると存じて
おるところでございます。もとよりここで私と
もが云々すべき限りではないと思っておりますが、
門司先生のお話のように、大事な問題として、
私も、いろいろな機会に、いろいろなお立
場で議論をしていただいて、できれば国民の皆さ
んの間でまとまった見解が出てまいって、それに
よって一つのルールができてくるということを期
待をいたしたいと思っております。○門司委員 それからさらにもう少し突っ込んで
聞いておきたいと思っております。政治活動と選
挙運動との境界をどの辺に置く必要があるかと考
えますか。今日いろいろ問題をかもし出しておる
のは、この点にあります。どこからどこまでが政
党活動なのか、どこまでが実際の選挙運動なのか、
これを混同して、今日のような事態に立ち至っ
ておると私は思っております。その辺の見解は、政府
として、大体どこまでが選挙運動であって、どこ
までが一体政治活動なのか、これがいま錯綜して
おる。見当のつかぬような状態になっておる。私
は、こういうことにも問題があらうかと思つた。だ
から、その辺をどうお考えになっておるか、ひと
つお考えがあったらお話しを願っておきたいと思
います。

つきましては、これもたいへん異論の多いところ
でございますし、問題の多いところでございます。
ここで私どもの考えを申し上げると申しまし
ても、時間的にも、また能力の点からも、あまり
時間をちやうだいするわけにまいりませんが、方
向としては、私も、これが政治活動か選挙運
動かということで、一つ一つ目くらまを立てて議
論をするという形は、できるだけ今は避けて、
できれば政党は選挙のときには当然選挙運動の主
体になっていくべきだということに、大きく政
党本位の軌道というものが敷かれていくというこ
とを、方向としては期待をいたしたいと思つてお
ります。しかし、もとより現状で直ちにそれに移
行するという点については、幾多の段階がありま
すが、漸を追ってきよる方向に動いていくべき
ではないだろうか、さように存じております。
○門司委員 ちつとも何が何だかわからぬです
が、御承知のように選挙というのには時間がありま
す。期間があります。ところが、政党活動はそう
いうものは一切ないはずであります。ところがこ
の場合に、選挙法の中に選挙活動というものを取
り入れてくることに問題があらはれないか。一
つは自由にやるべきものであって、自由にやらな
ければならぬ。しかし選挙のときにこういうこと
をしていい、ああいうことをしていいということ
をきめるから、結局混同された問題になってく
る。選挙活動なんというものは日常やるべきで
あって、同時にこれが選挙運動とこんがらかな
いようにしていく必要がある。私はこういうことを
考える必要があらはれないかということですが、い
まままでの選挙運動等を見てみますと、結局、政
治活動ということによってある意味における選挙
運動が猛烈に行なわれているということが言ひ得
るのである。また現実はそのやうである。だから、も
とより自由である選挙活動と、それから期間的に
は自由である選挙活動にいたしましたも、これは
期限があるということであって、何日間あるいは
何時間というものが過ぎれば選挙運動というもの
はなくなる。しかし政党の運動は別に何らの規制

もなければ何もない。これは常時行なわれるべき
筈合いのものだ。私はそういうところに選挙の一
つの大きな問題がはらんでおるのじゃないかとい
うように考えられますけれども、この点について
どういうふうに大臣お考えになりますか。いまの
話は、どうも選挙活動と選挙運動とがこんがら
かっているから結局問題になってしまふ。選
挙運動は自由にやる、したがって、自由であるから
費用は幾ら使つてもよろしいということになる。
しかしこれは選挙の期間中であって、それ以外に
あまりなさそうに大体見受けられる。これはまた
選挙民のほうから見ても、選挙中は一生懸命に
なつて政党活動をするけれども、選挙が終わった
らそれでおしまいだということ、確認団体などに
至つては、選挙の前にひよつとできて、終われ
ば、それではいさよならだ。こういうせつ的な
な選挙法というところに私は問題があるのじゃな
いかと考えるのです。だからそういう問題につ
いてどういうふうに大臣お考えになるか、ひとつお
聞きをしておきたいと思つた。

○秋田国務大臣 たいへんむずかしいことで、私
もこういう点についてはほんとうに平素から考えて
おかなければならなかつたと反省をいたしてお
りますが、政党の運動、政治活動、そして選挙運
動、その本質には変わりはないもので、政党の政
治活動、選挙区におけるその選挙期間におけるそ
の政党所屬の候補者を当選せしめようという政治
活動、これが政治活動になる。しかし本質的には
同じである。しかしその区域、その期間、その選
挙区において一定の候補者を選挙に当選せしめよ
うという運動のときには特別の考慮があるべきも
のがあるというところに、選挙の自由ではあるが
一つの態様が出てくる、こういうふうに見えるわ
けです。本質的には同じである。技術的にあるそ
の選挙が行なわれる区域において、時間において
政党の活動は同時に選挙活動になる、こういうふ
うに見らるべきものではないだろうか、こう思つ
ております。

○門司委員 政治活動は自由であります。何も選挙中であらうとなかろうと、私は自由であつてちつともかまわない。ただそれに制約をしなければならぬといふところにいろいろの問題が出てくるわけでありまして、それが選挙運動と政治活動とのからみ合わせからくる一つの弊害だと思ひます。したがつて、その弊害を除くこととしてどういふふうにするかといふことが今度の選挙法改正の一つの柱だと私は思ふ。その辺まではわかるのであります。実際は御承知のように選挙自身といふものが非常に問題になつてきておる。

それからもう一つその次に私お聞きしておきたいと思ふことは、選挙の費用の概算その他についてあまりにも法律が尊重されてないといふことでもあります。これは法の百八十四、五条くらいに書いてあつたのぢやないかと思ふ。ところが、選挙費用については物品その他の贈与を受けたときには、これを普通の値段に換算して選挙費用として届け出なければならぬといふことが書いてある。この規定はちつとも守られてない。なぜ守られないかといふと、選挙管理委員会が捜査権を持っておらない。捜査権を与えるわけにはいかぬが、調査権も持っておらない。したがつて、届け出られたものをそのまま受け取る以外にはない。さつきも申し上げておきますように、現行選挙法自身を十分に守つていかなければ、非常に問題がある。選挙法の改正は、先ほどから申し上げておきますように、政府が法に従つてきちんとしておいてもらへば、そんなに何回も何回も改正しなくてもよかつたのぢやないか。政府が定員の是正は当然やるべきといふことで、やらなければならぬと法律に書いて——やらなければならぬと書いてありませんが、例とすると書いてあるのではありません。費用の問題にしてあります。それを怠つておる。費用の問題にして、とにかく費用が一千万円かかつたからといって百万円かけておけば、それで済むのだ、動員が三千人行なわれても、それは書かなければ書かない

で済むのだといふところにやはり問題がありはしないかといふことでもあります。それは政治活動に使つた人間は別に制裁を受けませんから、幾ら使つたつてちつともかまわない。しかし、少なくとも選挙をやつておる限りにおいては、人間がいないで選挙ができるはずはありません。かかるだいな費用といふものはかかるのであります。選挙といふものは、どんなにかかまわしいことを言つても、人はただ使えるわけでもなければ、食事をだし、さなきわけにもまいるまいし、印刷代や紙代は多少の値段の相違はありましても、要するだけはいるのであります。そういう概念といふものは、かつておられますけれども、今日の選挙の実態といふものはどうにもチェックすることができない事柄になつておる。だからそういう問題についていまの選挙管理委員会の制度を改正する必要があると思ふのだけれども、政府のほうではどうですか。私は何も選挙管理委員会に従来の警察がやつておつたような捜査権まで与えるとか、あるいは完全な調査権を与えるといふことはいかかと思はれます。しかしイギリスでは、調査権は持つておる。本人の届け出でなくて、管理委員会の認定で大体選挙費用をきめておる、やうです。私は、そういうことでこの法律を改正すると同時に、やはり選挙法の中にある選挙管理委員会の強化といふものも並行していかないと、いつまでたつても選挙の公正は期しがたい、こういうことになつておると思ひますが、こういう点について何かお考えがございしますか。

○中村(啓)政府委員 門司先生の御指摘の問題につきましても、私も問題意識は全く同様存じておられます。ほんとうに選挙のあり方が、前段にお話しになりましたように、せつな的なものでなくて、長く国民に根をおろして、政党が主体になつた活動が行なわれていく、選挙の際には選挙法に關するルールが守られていくといふ形に一步進めなければいけないと思つておられます。それによつて選挙の役割といふものも、いま御指

摘のような点もお考えに入れまして、十分に検討していかなければいけないといふふうに存じておられます。

○門司委員 そうですね、おさなりの答弁で真剣に政府が考えてもらいたい。それと同時に、政府自身がやはりこの選挙法をどう守つていけるかという観点に立つてもらふねと、選挙法は単にたくさん羅列しておつて、違反者だけを出さんだといふ、まるで罪人製造法みたいなことあるいはおこられるかも知れませんが、ある意味においてそういうことが言えるのであります。

さて、きわめて一般の犯罪と違つた犯罪であつて、これが恩赦、特赦の最優先的の課題になつていくといふやうなところに、私は今日の選挙の腐敗堕落する最大の原因があるのではないかと考へる。選挙の公正といふのは、私は、単に違つた反がなくなつたか、あるいはどういふふうになりなさいといふことが選挙の公正ではないと思つておる。選挙の公正といふのは、やはり政治の姿勢といふもの、公正が行なわれなければ、どんなことを言つたつてではいけません。

そういう意味でこれから具体的に二、三聞きたいと思ひます。私がいま申し上げましたやうなこと、与党に対しては私はきわめて誹謗することばかりを言うよりすけれども、ほんとうに選挙の姿勢を正してもらうといふことですね。そのことのために以上申し上げまして、それから法案について、二聞いておきたいと思ひます。こと、今度の改正案の中にあります問題等については、私はいろいろ議論の余地もございしますし、いろいろの問題がございします。がしかし、一つの問題としては、さつき申し上げた政治活動と選挙活動との間のけじめ、選挙活動といふよりもむしろ選挙運動ですが、選挙運動との間におけるけじめをどうするかといふこと等についての線があまり明瞭に出ないのぢやないかといふやうな気がいたします。それは、御承知のように、単にビラ

だとかそれから何とかがいふやうなものだけじゃありませんで、やはり常時行なわれる政党の活動といふものについてはそんなにやかましいことを言ふ必要は毛頭ない。さつきから大臣もお話しになつておられますように、公正な選挙の秩序を維持していかうといふところに実は問題がありはしないかと私は考へておられます。そこで、公正な秩序を保持するといふことになりまして、いまの時点では、はなはだ遺憾ではあります。政治活動はある程度自由であるが、選挙運動については、秩序を保つといふ意味合いからいけば、私は少なくとも公営のワクをもう少し広げる必要がありはしないかと思ひます。ところが選挙の実態から見ると、だんだん公営のワクが狭められてくるのであります。立ち会い演説会の数は減つてくるといふことですね。これも公営であつたはずだけれども、こゝろいものがだんだん減つてきておる。そして立ち会い演説だつて人が来ないからそんなものはやめてしまつて、選挙運動を自由にしたほうがよいんだといふことで公営が減退する。この前の法の改正からそうなつておられます。私はもう少しやいふ公営問題について真剣に考へる必要がありはしないかと思ひます。そして政党活動の自由と同時に選挙運動といふものについては公正を期していかなく、こんがらからないやうにしていく必要がありはしないか。こういう点をどういふふうにお考えになるか、この際ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○秋田国務大臣 先ほどからずつといふいろいろ御議論を伺つて、ごもつともと思ひますが、同時に、われわれが申しておりますように、個人本位の選挙を政党本位に、そのなりなればは政策本位に考へて直して見るといふことが必要であらうと思ひます。立ち会い演説等につきましても、一方においてテレビ、この四分制度にも議論はございしますけれども、こういうやうなやり方が時代の進運に即して考へられる点から、立ち会い演説会の回数といふものも考慮されてまいつたと思ひます。

していただくという熱意があるかどうかということを一応お伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○秋田国務大臣 今日、議院政治のもと、また今日の与野党の勢力、議席の比率のもとにおいて政府が提案をしてこれが通らなかつた、与野党の責任じゃないか。まさに形式論からいけばそうであらうと思います。しかし、そこに問題のむずかしさがありまして、私といたしましては、真剣にこの問題を検討すればするほど、実質的にやはりこれが通るような点を十分考慮して出さなければならぬという考え方がございます。いましばらく検討の余裕をお許し願いたい。はなはだ長いじゃないかという御批判が必ずあると思えますけれども、やはり根本的には非常に重要なことでございまして、慎重なことをお許し願いたいと思っております。

○門司委員 ちょうど約束の時間ですから……。

○古田委員 次に、西宮委員。

○西宮委員 たいへんに時間がおそくなりましたので、ごく切り詰めて二十分前後で質問できるように要約をしてお尋ねをしたいと思います。

実はことしの九月に私も数名の者が国政調査に参つたわけでありまして、そうして長崎、熊本、大分三県を回つてきて、その回つてきた結果については当委員会にも報告をしておりますので、報告書としてごらんになっておられると思いますが、しかし私は、これが報告のしつぱなもので、報告書としてごらんになっておられる以上、残念なものです。日本全国の中でわずかに三県でありますから、その三県をもって全貌を推すという事はもちろんできないと思つております。しかし、それにしても、ことしの国政調査は三県だけしかやつておられないのですから、これはやはり貴重なわれわれの勉強としてこれをわれわれの国会の審議の中で生かしていく、そういう努力をすべきではないかという考えを持つておられるので、その問題についてお尋ねをしたい。しかも当面いま提案されております公職選挙法の一部改正の問題が出

ておるわけですから、これに関連する事項についてだけ拾ひ上げて御紹介しながら政府の見解を聞いていきたいと思つております。

第一は、当面問題になっておりますいわゆる文書あるいは言論、こういふものに対する規制をすることがいふのかどうかという問題であります。これは参りました三県の中で長崎県と熊本県でこれが指摘をされておるわけでありまして、長崎県のほうでは、政治活動だけではなしに、選挙運動においてもこういう制限を撤廃をして、自由満ちた選挙運動をしろ、こういうことを主張をいたしております。つまり自由化をもつと大幅にやれというところを、ひとり政治団体の政治活動だけではなしに、選挙運動の中でもこの点を拡充せよ、こういうことを言つておるわけでありまして、「文書、言論によつて選挙運動を大幅に認める」とも「云々、こういうことを言つておるわけだ」とも「から逆に熊本の場合は、これは全く反対の立場に立つておるわけでありまして、政治活動用のビラの頒布については、だんだん紙もよくなつて、量も多くなつて、非常に金がかかる選挙になる、こういう傾向にあるので、これを全部禁止するよう法律の改正をされたら、こういう意見を述べおるわけだ。わすかに三県しか調査してありませんで、この問題に触れておるのは三県だけではないかと思つておられるが、しかし、この問題についてはすでにおきまして、皆さんの皆さんから、われわれ同僚から議論をされておられますから、私はこれで時間をかけたとは思いません。ただ、こういう問題に対する基本的な姿勢つまり選挙運動と政治活動、この両者について、いわゆる言論あるいは文書の活動の自由化という問題について基本的にはどういふ姿勢をもつて臨んでいくのかということをまず聞いておきたいと思つております。

○秋田国務大臣 申すまでもなく、基本的には、政党の常時の政治活動または選挙時における選挙活動、これらは自由であるべきでございますが、実際の態様において行き過ぎがある分は、公正な

あるいは公平な選挙活動、選挙運動、その点にや

はり考慮を要すべきような事態が考えられてきたわけで、この点につきまして、自由の原則を侵さない程度において十分意思の発表ができる範囲において余分なものはないとこの点を切り捨てておいたほうがかえつて選挙の公平、公正を求め得るというよりな点について遺憾な点があれば、これは改善をしていく、これは差しつかえないことだ、こういうふうにして、ひとつ経験に即して、そしてその内容につきましては、関係者の御意見を十分伺ひまして、大衆民主主義の原則に従つて内容を決定していければいいのではないかと、こういうふうな考え方を持つた次第でございます。

○西宮委員 私は、選挙運動と政治活動を區別

して、選挙運動はみんなあくまで一律平等なワケの中で選挙運動をする、こういうことでなければ公正な選挙にはならない。しかし政治活動は、政党あるいはその他の政治団体の政治活動は、あくまでも自由の原則に徹すべきだ、こういうふうにかえておるわけでありまして、したがつて、政党その他の団体が行政活動は何ら制約等を加えることなしに、あくまでも自由であるべきだということが原則でなければならぬと思つておられます。ただ残念ながら、いわゆる選挙運動と政治活動がややもすると混淆してしまふところ、この問題がある。

ります。

つまり金をかけないためにということ、三県の選挙管理委員会等を回りまして出た意見の中で、金をかけないという点に即応しておると思われまふのは、一つは実質犯の罰則の強化をする、それから連座制を強化するといふ点についての長崎の意見であります。この点についての大臣のお考えはいかがですか。

○秋田国務大臣 今回の改正においては、そこに

触れておりません。この点はしばしば問題になつたところでございますが、私も、これらの点につきましては考慮すべき問題が多分にあると個人的には考へておりました。常に各団等の実例等も検討、研究をいたしておるところでございます。

○西宮委員 私は、この長崎の提案はまさにそのとおりだと思つて、私も同意見でありますので、これについてはいま大臣も慎重に検討中だというお話であります。ぜひこの方向で法の改正をしてもらいたいということを申し上げておきたいと思つております。

二番目の点として、これは必ずしも金の問題だけで提案してはならないかと思つておられますが、大分県の提案は、選挙運動期間を短縮するといふ提案であります。これは部長でけつこうですかとお答えを願ひますが、都道府県議会については現在の十二日を十日にする、市議会議員あるいは市長の場合には現在の十日を七日にし、町村議会の場合は町村長は七日を五日にし、こういう提案がありますが、これについての所見はいかがですか。

○中村(登)政府委員 選挙運動期間のとり方につきましては、考へ方はいろいろあり得るかと思つておられますが、私どもとしては、できるだけ選挙民に候補者の政見が知れ渡るように、いろいろな点で公営等の面でも配慮をさらに徹底していきたいと思つておられます。そういう点から考へ合わせますと、選挙運動期間は少なくとも現在の程度を維持すべきではないだらうかというふう存じておられます。

○西宮委員 金をかけないという問題について、

その次の問題は、当然公営の問題であります。公営の問題については、何人かからすでに質問が出ておられますので、同じことを繰り返しませんけれども、たとえばこれは長崎、熊本、大分三県とも、この問題は、特にテレビについてもっと拡充をしろという意見が出ております。さらに、たとえその形式なども討論方式にしろ、こういうことも出ておるわけです。こういう問題、返事をもらわなくてもけっこうですから、こういう方向で、テレビの活用ということについては、すでに皆さんから出ておる意見ですから、ぜひこれは将来実現するように努力してもらいたいと思っております。

公営について、完全な公営、たとえば選挙運動というものも個人にまかせておかないで、選挙管理委員会が候補者を一緒に集めて、一緒に引っぱって歩いて選挙運動をやるといったような、いわゆる完全な公営をしろ、こういう意見もすでに有力な意見として提起をされているわけです。この点についてどうお考えか。あるいはこの問題については、いろいろもろもろ私も利害得失の面あると思っております。したがって、それをやれという結論的なことを言っているわけではないのだけれども、これにはそれぞれのプラス・マイナスがあると思うのでございます。この問題についてどういふふうに考えておられますか、お尋ねしたいと思っております。

○中村(憲)政府委員 西宮先生のお話しのよう、完全公営論ということ、審議会でも何回も議論をされておるところでございますが、なお結論を見出しかねて今日に及んでおるところであります。私も、率直に申しまして、完全公営というところにつきましては、いろいろな意味で問題があると思っております。したがって、私も、現在の公営をより有効なものにしていくという形で今後十分研究をしていきたいというふうに考えておるところでございます。現状には必ずしもこれで足れりというふうには考えておるものではないと思っております。

○西宮委員 現在行なわれている公営というものは、大体項目別にすると十二くらいになると思っております。今後公営の選挙で実施をすべき、あるいは実施をしようとしている問題は何か。

○中村(憲)政府委員 現在の日本の選挙は、世界でも比較にならないほど数多く公営を採用しておりますところでございます。ただ、公営をやっております中のやり方につきましては、社会の動きにつれて改善をしていきたいと考えておるものもございまして。立ち会い演説会のかたにしまして、あるいは選挙公報の発行のかたにしまして、なお研究をする余地は多分にあるかと思っております。特に新しい問題としては、先ほど御提起のありましたような、テレビをさらに有効に取り入れていくという点についての検討でございます。この点については、最近のいわゆるお茶の間に政治が入っていくという点を考え合わせまして、十分に研究をいたしたいと考えておるところでございます。

○西宮委員 いわゆる金のかからない選挙ということになると、その次にどうしても政治資金規正法の問題が出るわけです。しかし、これはいままでたたくさんの同僚議員から大臣に詰め寄っておるのだけれども、大臣は依然として慎重に考慮中と言うだけで、それ以上の答弁がなされておられないので、私はその点はお尋ねいたしません。ただ大臣にお尋ねしたいのは、きのうの答弁の中に、いわゆる両輪論、つまり区制の問題ですね、その問題とは関係なしに他に考える問題があるからと、ちょっと非常に理解しにくい言い方をされたわけですが、何の問題と関連をしてこの政治資金規正法の問題を結論を出そうとしておられるわけですか。

○秋田国務大臣 多少表現が適切を欠いた、多少誤解をお与えしたとすれば遺憾でございます。要するに、選挙区制をしなければだめなんだというふうに固定して考えているわけではない。選挙制度の根本にわたって、しばしば申し上げております政党本位、政策本位の政治の仕組み、それは公正にして結局金のかからない選挙をする基本

であると私考えておりますので、そういう点の整備が必要である、こういう点を考えてそういう表現をいたしたものでありまして、別に具体的にどういふことを考えているわけではございません。

○西宮委員 大臣にお尋ねいたしますが、いまの選挙は金がかかるといわれておるわけで、これはおおうことのできない現実だと思っておりますが、なぜこんなに金がかかるのですか。

○秋田国務大臣 一言にして申しますれば、個人本位の選挙というところにやはり金のかかる根源があらうかと存じております。

○西宮委員 倉石忠雄さんが自民党の全国組織委員長として新聞に論文を書いておられるのですが、選挙のどこに金がかかるかといえは、買収供応などの違法行為である、これは政治資金規正法を改正しても解決しない、選挙公営や連座制を強化しても解決する問題ではない、こういうふうにして言っておられるわけですね。大臣も同様に考えておられるのか。

○秋田国務大臣 罰則等については、私は個人的に考慮すべき問題であるとききお答えをいたしました。したがって、その点に關する倉石さんの御所論には必ずしも賛成をいたしません。大体の考え方の方向はほぼ一致しておるのではなからうかと思いましたが、なおよく倉石さんの御意見を今後検討してみたいと思っております。大体の方向は似ておるのではなからうかと考えております。

○西宮委員 大体の方向が似ておるということであれば、私はこれを改善をしなければ選挙の公正ということはある得ないと思っております。倉石さんは、いま秋田大臣の言われた個人本位であるから金がかかる、しかもその個人本位というのは、結局倉石さんが言われたようなところに、そういう金の使い方が行なわれるというところに問題があるから、これは徹底的に改善をしなければならぬ。

それから、ひとり選挙だけでなしに、選挙の合間に金がかかるというので、これは福田幹事長であります。やはり同じように新聞に述べているのを見ると、選挙と選挙の間のつなぎにかかると、それにばく大な金がかかる、こういうことを指摘しておるのです。ですから、これは単に選挙法によって選挙期間中に使われる金、これを規制しただけではどうにもならぬわけですね。やはりこのように現在の政治、つまりいずれば選挙があるんだ、したがってそのために選挙の基盤を培養していく、こういうことになるわけでしょうが、そういう点でこの福田幹事長が言っておることはやはり大臣も同様にお考えでしょうか。

○秋田国務大臣 私は多少発想が違っております。やはり政党本位の選挙でないために平素ももちろん政治活動をいたしておられますが、その間にあって、個人が選挙を考えて、常時やはり政治活動が選挙活動になっておる。そこにやはり問題があるのだから、この問題をやはり政党本位に、常時活動し、政党本位に選挙運動をするというところにこの問題の解決点があるのではなからうか、こういうふうにご考慮をしております。

○西宮委員 時間もありませんから、最後に一つだけお尋ねをいたしますが、選挙の際の法定費用ですね。これが現実問題としてはさっぱり守られておらないというところに問題があるわけでありまして、完全に文字どおり守られていけば何も問題はないわけですね。

そこで、新聞等にも指摘をされておるのですが、自民党ではいつも選挙のたびに法定選挙費用以上のものをいわゆる公認料として渡しておられるわけですね。田中角栄さんはこの点について新聞の座談会で述べておるのですが、選挙中に法定選挙費用以上に集めようということは、もうすでに違法行為をやっていることであって、それを集めないというのが原則であれば、この法律が——法律が強行されても選挙の金にことさら困るといふことは理論的にも実際的にもない、こういうことを言っているわけですね。だから、あくまでも法

定選挙費用を守れ、こういうことを主張しておられるわけです。その点について、いま申し上げたように法定費用をこえて支給される、この点についてどうお考えか、これだけお尋ねしておきます。

○秋田国務大臣 これは何が選挙違反行為であるかというような問題に関連をいたしておると思えます。しかし、これらの問題を解決するのにも、要は、個人本位の選挙から政党本位の選挙に変えていくことによりまして、諸悪の源泉の大かたは断ち切れるのではないかと。もちろんそれだけが万能薬ではございません。国民の政治意識の高揚、また選挙をする人の道義意識の高揚等、問題点は多々ございまして、これを社会的に、制度的に考えてまいりますときに、個人本位から政党本位の選挙に移行することが、一番問題解決の要点ではなからうかと考えておる次第でございます。

○西宮委員 もちろん政党本位に移っていくということは、当然の趨勢でしょう。しかし、いまのようにたくさんの候補者が出て、とにかく当選をしたいのだ、こういう競争になってくると、私は、大臣が言ったような政党本位に移れば、それで全部なくなってしまうというようなことは、簡単には言えないと思う。しかし、時間がありませんから、この議論はまたあとですることにいたします。

ただ、この間三県を回ってみると、どの県でも共通して訴えられたことは、常時啓蒙宣伝の仕事、これが十分に行なわれておらない。これをもっともっと徹底させなければならぬということ、それに要する経費の増額等について訴えられたわけですね。私は、いま大臣も言われたけれども、最終的にはやはり候補者並びに選挙民の自覚の高揚にあると思うのです。選挙に金がかかるという問題は、第一に反省しなければならぬのは候補者自身であることももちろんであります。しかし、第二に反省しなければならぬのは選挙民だと思っております。つまり政治家には金を出させる、金をたかるのだというようなことがあたりまえに

たいになっておる。こういう状況のもとでいろいろ不祥事件が生まれてくる。こういうことではありませんから、その啓蒙に力を入れるということは絶対に必要な。この点は特にどこでも強調されてきた問題なので、この点について、来年度の予算の計上等についてはどの程度具体的に処置をしようとしておられるのか、最後にお尋ねをしておきます。

○中村(警)政府委員 本年度の常時啓蒙は五億五、六千万という程度でございますが、御指摘のように、これでは全国の各市町村の選挙までの経費としては不足であると存じておりまして、この上にかかりの額が上積みされることを私どもとしては努力をしまいたいと存じております。

○吉田委員長 次回は、明日木曜日午後一時理事會、午後一時十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時四十分散會

昭和四十五年十二月二十四日印刷

昭和四十五年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局